

## 医療事故に係る損害賠償について

亀山市立医療センターでの医療事故に関し、和解に係る損害賠償の額を定めるため、亀山市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定に基づき、令和5年12月亀山市議会定例会に係る議案を提出します。

### 【概要】

1 診療場所	亀山市亀田町466番地1 亀山市立医療センター
2 相手方	患者遺族3名 【患者情報】年 齢：80歳代後半 性 別：女性 居住地：亀山市内（生存時）
3 概 要	<p>令和2年3月19日18時30分頃、背部の痛みを主訴とする患者が時間外受診に来院した。診察時には、背部の痛みではなく、両肩の痛みを訴えており、当直医（令和元～3年度勤務）がその痛みを拘縮痛（※1）と考えたが、念のため、心筋梗塞除外目的で心電図検査を実施した。1回目の心電図検査では、自動解析結果に「急性心筋梗塞」と表示されたが、当直看護師は機器の誤動作の可能性も考え、当直医に伝えなかった。そこで、2回目の心電図検査を実施し、2回目も「急性心筋梗塞」と表示されたので、その自動解析結果を当直医に伝えた。しかし、当直医は、自動解析結果を見落とし、当初の見立てである拘縮痛との診断を優先し、鎮痛剤を処方し帰宅させた。</p> <p>同年3月21日、当該患者は、呼吸困難及び胸部不快感を主訴に近隣の医療機関へ救急搬送されたが、容体は好転せず、同年3月23日に心筋梗塞にて死亡された。</p> <p>※1 関節が何らかの原因により、動かしにくくなった状態（拘縮）に伴い発生する痛み。</p>
4 事故検証	<p>その後、医療法第6条の11第1項の規定に基づき、本事案の原因究明と再発防止策を講じるため、「亀山市立医療センター医療事故調査委員会（構成：院外医師2名、当院医師1名、当院看護師1名）」を設置し、調査を行った結果、「心電図検査の自動解析結果を確認して適切な診断が行われ、適切な治療が行うことができる循環器医がいる病院へ転送するなど適切な対応ができていれば、患者の予後改善の可能性があった」と結論付けた。（令和3年1月8日）</p> <p>医療法（昭和23年7月30日法律第205号） 第6条の11 病院等の管理者は、医療事故（※2）が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその原因を明らかにするために必要な調査（以下「医療事故調査」という。）を行わなければならない。</p> <p>※2 医療に起因し、又は起因したと疑われる死亡事故で、管理者が予期しなかったもの</p>

5 経 過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年2月21日 院長及び当該医師同席のもと当院弁護士を通じて、遺族に医療事故調査報告書の説明及び謝罪を行う。</li> <li>・令和3年3月～11月 相手方代理人から損害賠償請求が提示されたことに伴い、代理人による和解に向けた交渉を行う。</li> <li>・令和4年2月 相手方代理人から改めて損害賠償請求が提示されたが、交渉不成立となる。</li> <li>・令和5年2月21日（本市受付：令和5年3月29日） 相手方（原告）が訴訟（損害賠償請求44,202,582円）を提起する。 当該事故について、当院として責任を認め謝罪するとともに相手方（原告）と交渉を続けてきたが、金額面での相違により合意には至らず、裁判所による賠償額についての判断が必要と考え応訴する。</li> <li>・令和5年8月8日 裁判所から1,500万円の和解案が提案される。</li> <li>・令和5年9月29日 和解案を協議し、損害賠償として1,500万円を遺族に支払う方針とし、令和5年12月議会に関係議案を提出することで双方合意する。</li> </ul>
6 市の考え	<p>心電図検査の自動解析結果を確認して適切な診断が行われ、適切な治療が行うことができる循環器医がいる病院へ転送するなど適切な対応ができていれば、患者の予後改善の可能性があったことから、今回の対応についての過失は免れないため、これに係る賠償を行い、再発防止に取り組むとともに、本件についてホームページで公表するものと判断した。</p>
7 損害賠償額	15,000,000円
8 再発防止策	<p>今回の事故を教訓に再発防止に取り組むため、次の対策を講じた。</p> <p>(1) 本件については、適切な検査を実施したにもかかわらず、その結果をよく確認しなかったために患者が適切な治療を受ける機会の喪失を招いた事案であるため、診断に用いた検査結果、解析結果等については、電子カルテ内にスキャン等を行い、医師が検査結果等を確実に確認するような体制を整備した。</p> <p>(2) 医師と看護師とのコミュニケーション不足も一因であったことから、病院全体として「素直に話す（speak up）」風土を醸成するため、令和3年度の医療安全研修として、「医療現場における連携とコミュニケーション能力」をテーマに、令和3年9月に全職員を対象とした研修会を実施する等、コミュニケーション不足の解消に努めている。</p> <p>(3) 医療機器について、使用者が先入観を抱かぬよう、使用年数の長いものについては使用前の点検は勿論のこと定期的な点検を行い、適正な機能確保に努めている。なお、外来の多機能心電図については、令和3年8月に更新を行った。</p>